

令和7年度大津市従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業等表彰募集要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度の大津市従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業等表彰要綱の実施について必要な事項を定める。

2 表彰件数

令和7年度の表彰件数は、2件以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

3 表彰基準

表彰基準は、次に掲げるような取組みを積極的に行い、その成果を上げている企業等であることとする。

(1) 企業等は、次のアからウまでに例示するような制度を整備していること。

ア 休業・休暇に関するもの（育児をはじめ、介護、ボランティア、学校行事等で取得できる休暇等制度が充実していること。）

イ 育児等で労働時間の調整が可能な制度を整備していること。（勤務時間短縮、始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ等の措置の導入）

ウ その他従業員が仕事と育児等の生活を両立することを容易にするための職場環境づくりを行っていること。

(2) 企業等は、次のアからウまでに例示するような従業員の仕事と家庭の両立を支援する職場環境づくりを行っていること。

ア 管理職研修や社内広報などによる意識啓発

イ 育児等により休業中の従業員に対する情報提供や復職前の研修の開催など、職場復帰のための各種支援

ウ その他従業員の仕事と家庭の両立を支援する職場環境づくりに資する取組み

4 募集

(1) 募集期間

令和7年9月10日（水）から同年11月25日（火）まで

(2) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、商工労働政策課宛てに郵送またはFAX、メールで応募する。

(3) 周知方法

広報おおつ及び大津市ホームページに掲載し、公式LINE等のSNSにて発信する。このほか、大津商工会議所及び各商工会、滋賀県中小企業団体中央会等の関係団体に対し、会員事業所へ周知するよう依頼する。

5 選考

令和7年12月上旬

6 表彰

令和8年2月に開催予定のワーク・ライフ・バランスセミナーにて表彰する。

また、選考された企業には、賞状と盾を授与し、ホームページに掲載する。